

議案第 88 号

沼田市介護保険条例の一部を改正する条例について

沼田市介護保険条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 12 月 2 日提出

沼田市長 星 野 稔

## 沼田市介護保険条例の一部を改正する条例

沼田市介護保険条例（平成12年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項を次のように改める。

普通徴収に係る保険料の納期（以下「納期」という。）は、次のとおりとする。

第1期 7月1日から同月31日まで

第2期 8月1日から同月31日まで

第3期 9月1日から同月30日まで

第4期 10月1日から同月31日まで

第5期 11月1日から同月30日まで

第6期 12月1日から同月25日まで

第7期 翌年1月1日から同月31日まで

第8期 翌年2月1日から同月末日まで

第6条及び第7条を次のように改める。

第6条及び第7条 削除

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の沼田市介護保険条例の規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度分までの保険料については、なお従前の例による。